

委員会における傍聴等に関する要領

平成5年6月18日

改正 平成18年11月17日
平成22年 3月17日
平成23年 2月 2日
平成25年 2月25日
令和 元年10月 8日
令和 2年 3月27日
令和 5年 3月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県議会委員会条例（昭和32年秋田県条例第22号）第18条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、報道関係者席及び一般席に分ける。

2 報道関係者席は秋田県政記者会に所属する報道関係者及び県の広報事務に従事する者（以下「報道関係者等」という。）並びに報道関係者等以外の報道に従事する者（以下「その他報道従事者」という。）の席とし、一般席は報道関係者席以外の席とする。

(傍聴券の交付等)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式1）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者等及びその他報道従事者が傍聴しようとする場合は、この限りでない。

2 傍聴券は、委員会当日、議会事務局所定の場所において先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、その交付を受けた日に限り傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 各常任委員会室 各10人
- 二 議会運営委員会室 8人
- 三 大会議室 20人
- 四 特別委員会室 10人

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、一般席の定員を変更することができる。

(委員会室に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。

- 一 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要があると認めるときは、係員をして、前項第1号に規定する物を携帯しているか否かを委員会を傍聴しようとする者に質問させることができる。

3 委員長は、委員会を傍聴しようとする者が前項の質問に応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は示威的行為をしないこと。
- 二 飲食をしないこと。
- 三 携帯電話その他の電子機器による通話（着信音等を発することを含む。）をしないこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、撮影及び録音（以下「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(許可の範囲)

第8条 前条ただし書の許可（以下「撮影等の許可」という。）は、報道関係者等及びその他報道従事者に対して行うものとする。

(撮影等の許可の申請)

第9条 撮影等の許可を得ようとする報道関係者等及びその他報道従事者は、委員会撮影等許可申請書（様式2）を委員長に提出しなければならない。

(許可書)

第10条 委員長は、撮影等の許可をしたときは、委員会撮影等許可書（様式3）を交

付するものとする。

(名札の着用等)

第11条 報道関係者等及びその他報道従事者は、傍聴をし、又は撮影等の許可を得て撮影等をしようとするときは、所属及び氏名を明らかにする名札又は所属を明らかにする腕章を着用しなければならない。

2 前項の名札は、秋田県議会傍聴規則（昭和35年秋田県議会規則第1号）第5条第1項の規定により交付された傍聴章若しくはこれに相当するものとして議会事務局から交付される腕章又は他者が常に視認することができる方法で着用する名刺若しくは身分証をもってこれに代えることができる。

(撮影等の場所)

第12条 撮影等を行う場所は、報道関係者席及び委員長が指定する場所とする。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成5年6月18日から施行する。

附 則（平成18年11月1日）

この要領は、平成18年11月17日から施行する。

附 則（平成22年3月17日）

この要領は、平成22年3月17日から施行する。ただし、平成22年3月17日前にした許可又は申請は、この要領の規定によってした相当の許可又は申請とみなす。

附 則（平成23年2月2日）

この要領は、平成23年2月2日から施行する。

附 則（平成25年2月25日）

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和元年10月8日）

この要領は、令和元年10月8日から施行する。

附 則（令和2年3月27日）

1 この要領は、令和2年3月27日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の委員会における傍聴等に関する許可要領（次項において「改正前の要領」という。）第2条又は第5条の許可を受けて

いる者は、この要領による改正後の委員会における傍聴等に関する許可要領（次項において「改正後の要領」という。）第2条又は第5条の許可を受けた者とみなす。

- 3 この要領の施行の際現にされている改正前の要領第2条又は第5条の規定による許可の願い出は、改正後の要領第2条又は第5条の規定による許可の申請とみなす。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の委員会における傍聴等に関する許可要領第5条の許可を受けている者は、この要領による改正後の委員会における傍聴等に関する要領第9条の許可を受けた者とみなす。

様式1 (傍聴券)

表

No.
委員会傍聴券
秋 田 県 議 会
年 月 日発行

裏

傍聴人心得
1 この券は、記載された日に限り有効です。
2 係員から求められたときは、この券を係員に提示してください。
3 傍聴席においては、静粛を旨とし、飲食、議事の妨害となる行為はできません。携帯電話その他の電子機器による通話（着信音等を発することを含む。）をしないでください。
4 傍聴人は、すべて係員の指示に従ってください。
5 傍聴を終えたときは、この券を返還してください。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9.5センチメートルとする。

様式2 (委員会撮影等許可申請書)

年 月 日

(あて先) 常任委員会委員長
特別委員会委員長
議会運営委員会委員長

所在地
名 称
代表者氏名

委員会撮影等許可申請書

次のとおり貴委員会の審査を撮影等したいので、許可されるようお願いしま
す。

1 期 間 年 月から 年 月まで

2 その他

様式3 (委員会撮影等許可書)

年 月 日

様

常任委員会委員長
特別委員会委員長
議会運営委員会委員長

委員会撮影等許可書

次により委員会の撮影等を許可する。

1 期間 年 月から 年 月まで

2 遵守事項

- (1) 撮影等をするに当たり、委員会運営に支障をきたすことのないようにすること。
- (2) 撮影等をしようとする者は、所属及び氏名を明らかにする名札（所定の傍聴章若しくは腕章又は他者が常に視認することができる方法で着用する名刺若しくは身分証を含む。）又は所属を明らかにする腕章を着用すること。
- (3) 撮影等を行う場所は、報道関係者席及び委員長が指定する場所とすること。